

愛知県県有林 J-クレジット販売要領

令和7年1月15日 6林第574号

(趣旨)

第1条 本要領は、愛知県が愛知県県有林で取得した J-クレジット（以下「県有林 J-クレジット」という。）を、販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 県有林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、県ホームページ等により行うものとする。

2 県有林 J-クレジットの販売は、愛知県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ウェブサイト販売できる数量を掲載するものとする。

(販売単価・数量)

第3条 県有林 J-クレジットの販売単価は別途定める。

2 最低販売数量は1 t-CO₂とし、1 t-CO₂単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 県有林 J-クレジットの購入を希望する事業者、団体（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から第3号まで）を、持参及び郵送のいずれかの方法により、知事に提出する。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる購入希望者を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している購入希望者
- (2) 違法又は不適切な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている購入希望者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある購入希望者
- (4) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない購入希望者
- (5) 県税その他の租税の滞納がある購入希望者
- (6) その他、県有林 J-クレジットの販売先として適正でないと認められる購入希望者

3 知事は、第1項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、県有林 J-クレジットの販売に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定する。

2 知事は、購入の適否について、購入希望者に書面等により通知する。

(契約書の作成)

第6条 知事は、前条第1項の規定により購入者を決定した場合は、契約書を作成し、購入者と契約を締結する。

2 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できるものとする。電子契約の詳細については、愛知県ウェブサイトに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、県有林J-クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入する。

(県有林J-クレジットの移転及び無効化)

第8条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売したJ-クレジットの移転手続を行うものとする。

2 知事は、購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにより、県の保有口座にあるJ-クレジットから購入されたJ-クレジットの無効化を行うものとする。

3 知事は前項による無効化を行った場合は、無効化通知書の写しを購入者に送付するものとする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、愛知県名古屋市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月15日から施行する。